



宮城県職員（職業訓練指導員）募集要項

令和 7 年 7 月 22 日
宮 城 県

令和 7 年度宮城県職員（職業訓練指導員）採用選考考查を、次のとおり行います。

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
職業訓練指導員（広告美術）	1 人程度	県立高等技術専門校、国立県営宮城障害者職業能力開発校等に勤務し、職業訓練指導業務に従事します。
職業訓練指導員（電気通信）	1 人程度	
職業訓練指導員（塑性加工）	1 人程度	
職業訓練指導員（事務）	1 人程度	

2 応募資格

(1) 年齢・資格

職 種	応 募 資 格
職業訓練指導員（広告美術）	昭和39年 4 月 2 日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する広告美術科の職業訓練指導員免許を有する人（令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人を含む。）
職業訓練指導員（電気通信）	昭和39年 4 月 2 日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する電気通信科の職業訓練指導員免許を有する人（令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人を含む。）
職業訓練指導員（塑性加工）	昭和39年 4 月 2 日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する塑性加工科の職業訓練指導員免許を有する人（令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人を含む。）
職業訓練指導員（事務）	昭和39年 4 月 2 日以降に生まれた人で、職業能力開発促進法に規定する事務科の職業訓練指導員免許を有する人（令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても応募できません。

- ① 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

3 考査の実施時期・考査種目・考査会場

考査の実施時期		考査種目	考 査 会 場
第 一 次 考 査	9月28日(日)	教 養 考 査 (択一式)	東北福祉大学仙台駅東口キャンパス (仙台市宮城野区榴岡2-5-26) ※ 申込状況等により、考査会場を変更する場合がありますので、受考票を必ず確認してください。
	受付開始 9:00 着席時刻 9:40 終了予定 15:05	論 文 考 査	
第 二 次 考 査	10月22日(水) ~10月27日(月) のうち指定する日	適 性 検 査 人 物 考 査	仙台市内

(注) 論文考査については、第2次考査として評価します。

(注) 第2次考査の詳細や提出書類は、第1次考査合格者に書面でお知らせします。

(注) 災害の発生等やむを得ない事情により考査日時、考査会場、合格発表などを変更する場合には、宮城県職員採用試験情報サイト(<https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/>)でお知らせします。

宮城県職員採用試験情報サイト



注意事項

考査会場には駐車場・駐輪場はありませんので、自動車、バイク及び自転車での来場はご遠慮ください。また、送迎のために考査会場周辺で路上駐停車することもご遠慮ください。

4 考査内容

考査種目		内 容
第 一 次 考 査	教養考査 (択一式)	公務員として必要な短期大学(高等専門学校)卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記考査 (題数50題 時間150分)
	論文考査	公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記考査 (時間80分) ※ 第2次考査として評価します。
第 二 次 考 査	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査
	人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査(個別面接)
資 格 調 査		応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査

※ 筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でいただきます。

5 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

職 種	第1次考査		第2次考査			総合得点
	教養考査	計	論文考査	人物考査	計	
全職種	100	100	100	200	300	400

※ 第2次考査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第1次考査、第2次考査の結果を総合して決定します。

- (3) 各考查種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点、標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね0点から100点（人物考查については200点）に分布し、平均点は50点（人物考查については100点）となります。ただし、考查種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。
- (4) 各考查種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

6 教養考查の出題分野

職 種	出 題 分 野
全職種	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

7 論文考查の課題例

職業訓練指導員※全職種共通

地域産業の現状を踏まえ、公共職業訓練に求められる役割についてあなたの考えを述べるとともに、あわせて、宮城県職員の職業訓練指導員になるに当たっての抱負を述べなさい。

8 受考上の配慮

障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）に連絡してください。

9 申込受付期間・受考手続等

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

申 込 受 付 期	<u>令和7年8月1日（金）午前9時から8月28日（木）午後5時まで</u> ※ 申込受付期間の最終日は、みやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）へのアクセスが集中し、申込手続に時間がかかる場合があります。また、通信回線上の障害が原因であっても、申込受付期間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
申 込 方 法 及び申込先	次ページ「電子申請フロー図」をよく確認の上、下記URL又は二次元バーコードからみやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし、申し込んでください。 URL https://logoform.jp/form/GQGB/1120528 
受 考 票 の 交 付	<u>令和7年9月5日（金）頃に発行します。</u> 「受考票」を電子メールで送付しますので、第1次考查当日に持参してください。

※ インターネットによる申込みができない特段の事情がある場合は、8月18日（月）までに宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）に連絡願います。

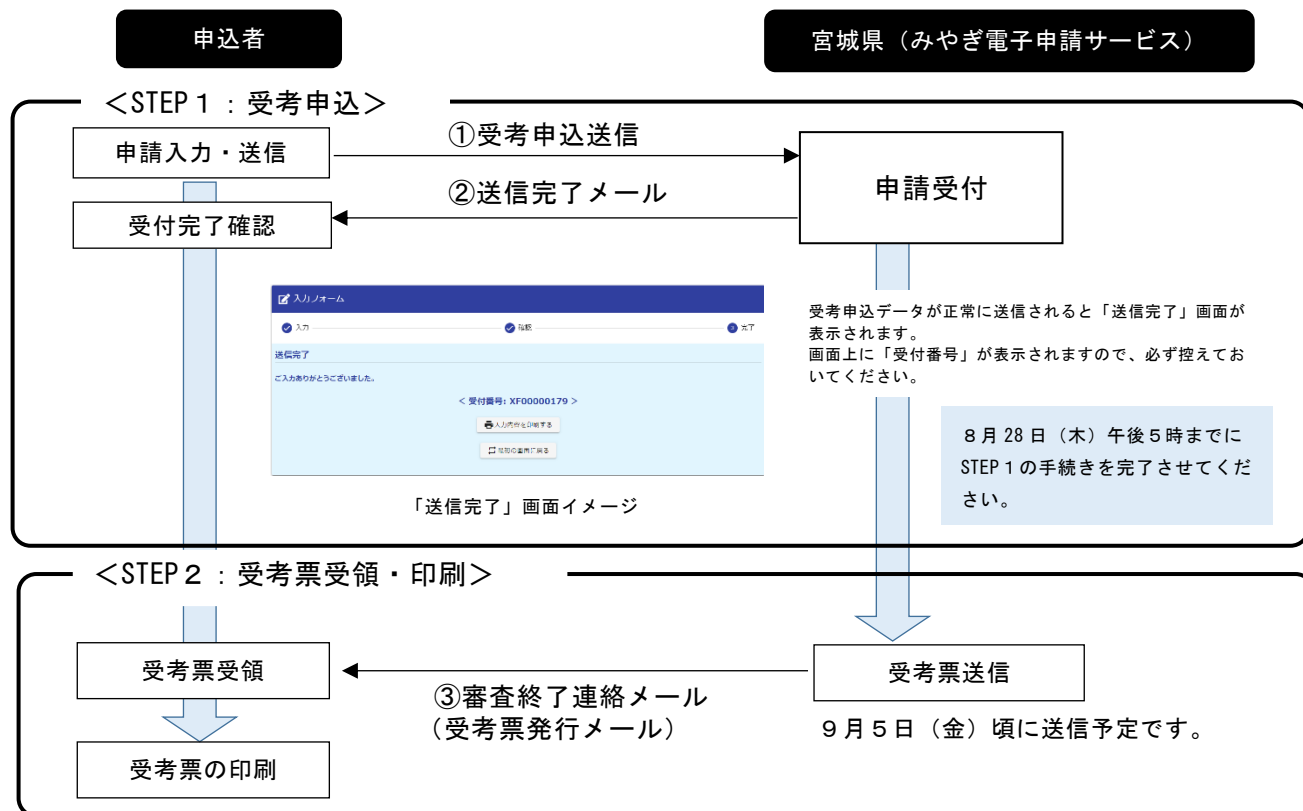
<<よくある質問>>

- ① 自宅にパソコンがない場合、どうすればよいですか。
スマートフォンからも申込可能です。また、ご自宅のパソコンでなくても構いませんので、学校等のパソコンなどを使用して申し込んでください。
- ② 受考票等を印刷するためのプリンタを所有していない場合、どうすればよいですか。
ご自宅のプリンタでなくても構いませんので、学校等のプリンタやコンビニのマルチコピー機などを利用して印刷してください。

電子申請フロー図

■申込みには、次のものがが必要です。

- ・パソコン又はタブレット端末若しくはスマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）
- ・本人のメールアドレス
- ・A4サイズが出力できるプリンタ（コンビニのマルチコピー機などの利用も可）



10 合格発表・採用時期等

- 第1次考査の合格発表は、令和7年10月10日（金）（予定）に、第2次考査の合格発表は、令和7年11月中旬に、合格者の受考番号を宮城県行政庁舎1階に掲示します。また、宮城県職員採用試験情報サイトに掲載するほか、合格者には書面でお知らせします。
- 最終合格者については、面接を経て、原則として令和8年4月1日以降に採用する予定です。ただし、職業訓練指導員の免許を取得する見込みの人は、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- 詳細については、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）にお問い合わせください。

11 考査結果の提供

- この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。

提供を希望する場合は、受考者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による申込みは、受考者が申込時に未成年である場合に限りします。）が、下表に掲げる書類を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、下表の提供場所に直接おいでください。

なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提 供 内 容	受 付 期 間	提 供 場 所
第 1 次 考 査 不 合 格 者	考 査 種 目 別 の 得 点、総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	第 1 次 考 査 合 格 発 表 日 か ら 1 か 月 間	宮 城 県 人 事 委 員 会 事 務 局 (仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 8 - 1 (県 庁 17 階))
第 1 次 考 査 合 格 者		最 終 合 格 発 表 日 か ら 1 か 月 間	
〔受考者本人が申込みする場合に必要な書類〕 受考票及び本人であることを証明する書類等（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）			

〔受考者の法定代理人が申込みする場合に必要な書類〕

受考者本人の受考票、法定代理人に係る本人であることを証明する書類等（法定代理人自身の運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）及び受考者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

（注）第1次考查合格者のうち第2次考查を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。

- (2) 考查結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局（電話（022）211-3761）にお問い合わせください。

12 採用時の給与

- (1) 県立高等技術専門校等に配属された場合の大学新卒者の初任給は、地域手当（仙台市内勤務の場合）を含め、おおむね次のとおりです。（令和7年4月現在）

職 種	学 歴	初 任 給
全職種	大学卒	238,770円

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約4.6か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。

13 外国人の場合の任用上の制限

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- (1) 県民等に対して身体・財産の権利を制限することとなる職務など公権力の行使に該当する職務は担当できません。
- (2) 研究・医療等の専門的業務、県民サービスを目的とする施設の運営業務、内部管理業務など公の意思形成に関与しない業務に従事する場合には、課長級以上の職への就任も可能です。

14 その他

この考查についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話（022）211-2227）にお問い合わせください。

なお、職業訓練指導員免許の取得方法についての詳細は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班（電話（022）211-2763）にお問い合わせください。

問合せ先

宮城県総務部人事課人事企画・研修班

所在地 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

電 話 (022) 211-2227

メール saiyou@pref.miyagi.lg.jp

宮城県職員採用試験情報サイト

<https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/>



広告美術科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（広告美術科）の実技及び学科試験に合格した人。
職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 2 の検定職種（広告美術仕上げ）の技能検定 1 級に合格し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 広告物製作
		② 広告物施工
学科試験の科目 のうち関連学科	系基礎学科	① マーケティング論(市場調査 仕様及び積算)
		② デザイン(デザイン史 構成 色彩 造形 図案 製図)
		③ 材料及び加工法(加工法 各種材料と特徴)
		④ 安全衛生(安全管理 衛生管理)
	専攻学科	① 広告美術(広告物の定義 企画及び表現 関係法規)
		② 施工法(広告物の製作及び取付法 ディスプレイの製作及び施工法)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受 講 資 格		実務経験 必要年数	備 考
学 校 教 育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職 業 訓 練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする
1 級技能検定合格者（広告美術仕上げ）		0	

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

電気通信科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（電気通信科）の実技及び学科試験に合格した人。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		電気通信
学科試験の科目 のうち関連学科	系基礎学科	① 電子工学(電気磁気学 電気回路 アナログ回路 デジタル回路 電子計測 通信機器 材料)
		② 安全衛生(安全管理 衛生管理)
		③ 関係法規(電気通信事業法 国内通信法規 国際電気通信条約)
	専攻学科	① 通信工学(情報理論 データ通信 通信システム方式 伝送工学 通信電力 信頼性工学)
		② 機器設備(交換設備 端末設備 電力設備)
		③ 電子計算機(電子計算機の構造及び機能 プログラム言語 オペレーティングシステム)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受 講 資 格		実務経験 必要年数	備 考
学 校 教 育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職 業 訓 練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

塑性加工科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（塑性加工科）の実技及び学科試験に合格した人。
職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 2 の検定職種（金属プレス加工、工場板金、建築板金、鉄工）の技能検定 1 級に合格し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 板金工作
		② プレス加工
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① 材料（材料力学 金属材料）
		② 製図（読図法）
		③ 溶接法（ガス溶接法 ガス切断法 アーク溶接法 電気抵抗溶接法 炭酸ガス溶接法 熱処理法）
		④ 測定法（測定用計及び機器 測定法）
		⑤ 安全衛生（安全管理 衛生管理）
	専攻学科	① 工作法（板金工作法 プレス加工法）
		② 試験検査法（試験検査機器 破壊検査 非破壊検査 関係法規）

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受 講 資 格		実務経験 必要年数	備 考
学 校 教 育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職 業 訓 練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする
1 級技能検定合格者（金属プレス加工、工場板金、建築板金、鉄工）		0	

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

事務科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

(1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。

(2) 職業訓練指導員試験（事務科）の実技及び学科試験に合格した人。

公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成 15 年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。

(3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 文書実務
		② 計算実務
		③ 簿記及び会計実務
学科試験の科目 のうち関連学科	系基礎学科	① 事務一般（企業形態 企業組織 応接法 OA 機器 関係法規）
		② 安全衛生（安全管理 衛生管理）
	専攻学科	① 事務（総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 OA 事務）
		② 簿記・会計（商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算）

(4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受 講 資 格		実務経験 必要年数	備 考
学 校 教 育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職 業 訓 練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）